主 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 原告

「特許庁が昭和六〇年審判第三六二号事件について昭和六二年五月一四日にした 審決を取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決

二 被告

主文同旨の判決

第二 請求の原因

ー 特許庁における手続の経緯

原告は、昭和五四年八月九日、名称を「ボールジョイント付きドラツグリンク」(その後「ステアリング用ドラツグリンク」と訂正)とする考案(以下「本願考案」という。)について実用新案登録出願(同年実用新案登録願第一〇九六〇〇号)をしたが、昭和五九年一〇月一七日に拒絶査定を受けたので、同年一二月二七日、これに対し審判の請求をした。特許庁は、右請求を昭和六〇年審判第三六二号事件として審理したうえ、昭和六二年五月一四日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同年六月二四日原告に送達された。二本願考案の要旨

ー対のボールジョイントと、前記一対の各ボールジョイントに予め組付けた少なくとも一部が中空の金属パイプ部片と、前記各ボールジョイントに組付けられた前記金属パイプ部片に比し長尺の中空金属パイプであつて、前記金属パイプ部片の各々の自由端に摩擦溶接によつて接合し前記中空の金属パイプ部片どうしの間を接続してなる前記長尺の中空金属パイプと、によつて構成されたことを特徴とするステアリング用ドラツグリンク。(別紙(一)図面参照)

三審決の理由の要点

1 本願考案の要旨は前項記載のとおり(本願考案の明細書(以下「本願明細書」 という。)の実用新案登録請求の範囲の記載に同じ。)である。

2(一) 特公昭四四一二三二八六号公報(以下「第一引用例」という。)には、ねじ溝つき軸頸により鋼管かじ取引棒の各端部にある内ねじへねじ込まれ、かつ、ロックナットによりかじ取引棒の端面に拘束されているものにおいて、内ねじ1aを持つかじ取引棒1の端部が、鋼管の端面より拡大されたロックナット3用の接触面1cを備えていることを特徴とする動力車両用の玉継手を有する鋼管かじ取引棒(特許請求の範囲)が記載されている(別紙(二)図面参照)。

(二) また、前記「鋼管かじ取引棒」は、ステアリングホイールとナツクルアームとの間に配設されて力を伝達するものであり、前記のとおり、長尺の鋼管の両端に玉継手を連絡した構成からみて、ステアリング用ドラツグリンクとして使用し得るものと推認することができるから、第一引用例には、一対の玉継手(ボールジョイント)と、前記一対の各ボールジョイントに一体に連結した中実の軸頸と、前記各ボールジョイントに一体に連結した前記軸頸に比し長尺の鋼管(中空金属パイプ)であつて、前記軸頸の各々の自由端にねじ込みによつて結合し前記軸頸どうしの間を接続してなる前記長尺の中空金属パイプと、によつて構成されるステアリング用ドラツグリンクが記載されているものと認める。

3 そこで、本願考案と第一引用例記載のものとを対比すると、両者は、本願考案では、少なくとも一部が中空の金属パイプ部片を各ボールジョイントに予め組み付け、金属パイプ部片の各々の自由端に摩擦溶接によつて中空金属パイプを接合するのに対し、第一引用例に記載されたものは、中実の軸頸を各ボールジョイントに一体に連結し、軸頸の各々の自由端にねじ込みによつて中空金属パイプを結合する点で相違し、その余の点で実質的に一致するものと認められる。

4 そこで、右相違点について検討する。

(一) 本願考案における「少なくとも一部が中空の金属パイプ部片」の記載では、中空の部分の位置が特定されていないが、中空金属パイプと接合すべき金属パイプ部片の自由端の状態について分けてみると、金属パイプ部片の自由端が中実丸棒状の場合と中空パイプ状の場合とがあると解することができる。

(二) まず、金属パイプ部片の自由端が中実丸棒状であると解した場合には、本願考案では、金属パイプ部片の中実丸棒状の自由端と中空金属パイプとを摩擦溶接によつて接合するのに対し、第一引用例に記載されたものでは、中実の軸頸の自端に中空金属パイプをねじ込みにより結合する点でのみ相違することになるが(前記「一体に連結」と「予め組付け」とが実質的に同じであることは明白である。)、自由端が中実丸棒状のものと中空金属パイプを接合(結合)する場合に摩察溶接することもねじ込みすることも周知技術(必要ならば、前者について「改訂三版・溶接便覧」昭和五二年三月三一日、丸善株式会社発行、五九三頁ないし五九八頁参照)であるので、前記相違点は当業者が単純な設計において適宜なし得る程度の差異にすぎないものと認める。

(三) また、金属パイプ部片の自由端が中空パイプ状であると解した場合には、本願考案では、金属パイプ部片の中空パイプ状の自由端と中空金属パイプとを摩擦溶接によって接合するのに対し、第一引用例に記載されたものでは、中実の軸部と中空金属パイプをねじ込みにより結合する点でのみ相違することに関い、中空金属パイプの端部と端部とを摩擦溶接によって接合することは周知で、必要ならば、前記「改訂三版・溶接便覧」五九三頁ないし五九八頁参照)は、実開昭五〇一一二八七〇号公報(以下「第二引用例」という。)には組みであるとが記載されている(別紙(三)図面参照)ものと認められるから、おけいることが記載されたものに第二引用例に記載されたことを適用し、金属パイプとを前記周知の摩擦溶接によって接合することにより、前記相違にた本願考案となすことは、当業者にとって容易であり、そのことが不可能ないしは困難であると解すべき理由は存しない。

(四) したがつて、金属パイプ部片の自由端が中実丸棒状であると解した場合でも、或いは中空パイプ状であると解した場合でも、ともに前記相違点は当業者がきわめて容易に推考することができると認められる。

5 以上のとおりであるから、本願考案は第一、第二引用例に記載された事項及び前記周知技術に基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものと認められるので、実用新案法三条二項の規定により実用新案登録を受けることができない。

四 審決を取り消すべき事由

審決の理由の要点1は認める。2の(一)は認めるが同(二)は争う。3のうち、第一引用例記載の鋼管かじ取引棒がステアリング用ドラツグリンク(以下「ドラツグリンク」ともいう。)であるとした場合、本願考案と第一引用例記載の発明の間には、審決摘示の相違点があることは認めるが、その余は争う。4(一)は認める。同(二)のうち、右3記載の「予め取付け」(本願考案)と「一体に連結する」(第一引用例)が実質的に同じであること及び周知技術の点は認めるが、その余は争う。同(三)のうち、第二引用例の記載内容(ただし、そのソケツトを金属パイプ部片としている点は争う。)及び周知技術の点は認めるが、その余は争う。同(四)は争う。5は争う。

審決は、第一引用例の記載内容を誤認し(取消事由(1))、また、第二引用例の記載内容の誤認に基づいて本願考案の構成に関する容易推考性の判断を誤つた結果(取消事由(2))、本願考案の進歩性を否定したものであるから、違法として取消しを免れない。

1 第一引用例の記載内容の誤認(取消事由(1))

(一) 審決は、第一引用例記載のものをステアリング用ドラツグリンクと認定しているが、これがタイロツドであることは明らかである。

(1) 自動車は、ハンドルを回すことによつて前車輪の向きを同時に同方向に変え、これによりその進行方向を変えるようになつているが、そのための機構のうち、前車輪の向きを同時に同方向に変えるための仕組みがかじ取用リンク機構である。そして、第一引用例には、長尺の鋼管の両端に玉継手(以下、「ボールジョイント」ともいう。)が連結された構成からなる部材が記載されているが、かじ取用リンク機構を形成する部材のうち、このような構成を有するのは、タイロツドか又はドラツグリンクであつて、それ以外にない。

(2) しかして、第一引用例記載のものが、ドラツグリンクではなく、タイロツドであることは、次の理由により明らかである。すなわち、ドラツグリンクとタイロツドの構造上の差異は、同引用例の出願当時の技術常識によれば、①ドラツグリンクは路面からの衝撃等を緩衝するためのコイルばねを内包するのに対し、タイロ

(3) また、第一引用例は、ドイツ国出願に基づく優先権主張を伴う特許出願に係るものであるところ、右優先権主張の根拠となつたドイツ国出願明細書(甲第七一号証)によれば、第一引用例にいう「かじ取引棒」は右明細書の「Spurstange」の和訳であることは明らかであるところ、右「Spurstange」は「タイロツド」を意味するドイツ語であるから(他方「ドラツグリンク」を意味するドイツ語は「Lenkstange」であつて、両者は、自動車技術及び自動車工学の分野で明確に区別されて用いられている。)、右明細書記載の発明はタイロッドに関するものにほかならず、したがつて、これに基づいて出願された第一引用例記載の発明も、ドラツグリンクではなくタイロッドに関するものであることが明らかである。

(二) なお、この点に関する被告の主張ないし立証は、次に述べるとおり、いず れも失当である。

(1) まず、ある考案又は発明の対象が何であるかが後日問題となつた場合は、その認定は、(イ)当該出願当時の当業者の技術常識を基準とし、(ロ)出願人及び審査に当たつた特許庁担当官の意思又は認識をも参酌してなされるべきである。しかるに、

号明細書)によれば、出願人及び審査に当たつた特許庁担当官が、いずれも第一号用例記載のものをタイロツドと認識していたものであることは明らかであるのに、これらの事情を無視していること、のいずれの点においても誤つているものである。
(2) また、右のとおり第一引用例出願前の発行に係る乙第六号証には、当時の

(3) ところが、右のようにドラツグリンクを示すものとされる乙第六号証の第46図のaに記載されたものは両端にコイルばねが入つていないところから、被告は、これを、ドラツグリンクにもコイルばねを内包しないものがある例として援用しているものであるが、第46図のaは明らかに、説明と矛盾する図であり、ま

た、乙第六号証の五年後に出版されたその改訂版である甲第一二号証(昭和四五年 二月二五日・社団法人自動車技術会発行の「新編・自動車工学ハンドブツク」)に よれば、右説明はそのまま残されているものの、第46図のaは削除され、第46 図のbに記載されたコイルばねを内包するものの端部を拡大した図のみが残されて いることを考慮すれば、もともと第46図のaのものはドラツグリンクではないも のが誤つて記載されていたものと考えられ、したがつて、被告主張のように、これ を根拠に、ドラツクリンクにもコイルばねを内包しないものがあるとするのは誤り である。

(4) 更に、被告提出の書証は農業用トラクターに関するものが圧倒的に多いが、農業用トラクターのように道路外で使用される車両と道路上で使用される車両 は、JISの分類(甲第一三号証、農業用トラクターは、自動車D分類中の「建築 車両・産業車両」に分類され、一般の自動車とは別項目とされている。)からも窺 われるように、明らかに別体系に属するもので、また、本件で問題とすべき当業者 も前者に関する技術者ではなく、後者に関する技術者なのである。しかるに、被告 の主張は、農業用トラクターのような用途の特定された特殊な車両用のドラツグリンクの例をもつて、あたかも車両一般に妥当する普遍的なドラツグリンクであるかのように、その論旨を展開するもので、不当である。例えば、乙第七号証の一、二 は農業用トラクターのドラッグリンクに関するもので、本願考案や第一引用例に係る、高速走行を目的とする一般の自動車のドラッグリンクとはその技術的背景を全 く異にし、後者のドラツグリンクが、高速度で走行する自動車が路面からの衝撃を ハンドルに伝えることによってハンドル操作を誤る等の支障を避けるために両端に コイルばねを備えることを必要とするのに対し、農業用トラクターにおいては、そもそも高速走行を目的として作られていないから緩衝用のコイルばねを設ける必要 もなく、したがつて、これにコイルばねが設けられていないのは当然のことにすぎ この例をもつて、一般の自動車のドラツグリンクにもコイルばねを設けないも のもあるとすることはできない(なお、向じく、農業用トラクターに関する乙第八 号証をもつて、被告は、ねじ込み結合とされていないドラツグリンクもあるとする 主張の根拠とするが、上記したところと同様の問題があるのみならず 、同証のドラ ツグリンク(ドラグロツド8)はその両端にジョイントボールを有する構造ではな

いので、そもそも被告の主張を裏付け得るものではない。)。
(三) しかして、タイロッドにおいては、ボールジョイントと鋼管をねじ込み結合とすることは、前記(一)(2)①に述べたとおりトーイン調整の必要上不可欠の構成であり、したがつて、これを本願考案におけるような摩擦溶接に代えることは不可能であるにもかかわらず、審決は、第一引用例の記載内容に関する前記誤認に基づいて、これを単に相互に代替可能な結合方法の相違としてのみ捉え、それを前提に本願考案の進歩性を否定する判断をしているものであるから、右の誤認が審決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

2 本願考案の構成の容易推考性に関する判断の誤り(取消事由(2)) (一) 本願考案の特徴は、①一対のボールジョイントに予め組付けられた各金属 パイプ部片の少なくとも一部を中空にする点と、②これを中空金属パイプの両端に 結合するのに摩擦溶接を用いる点にあり、これにより、ボールジョイント以外の殆 どの部分が中空パイプ状になるので、中実部分を含んでいた従来のドラツグリンク よりも全体を軽量化することができ、また、接合部分の強度を高め、ねじ込み結合 の場合のように緩みも発生せず、製作も容易である等の利点が得られたものであ る。

図るとの技術思想が全くみられないこと明白であり、右ソケツトをもつて本願考案の金属パイプ部片と同一視することはできない。そうであれば、第一、第二引用例とも、本願考案の①の構成における、ドラツグリンク全体の軽量化のために金属パ イプ部片を中空化するという技術思想は全く開示されておらず、したがつて、これ らに基づいて本願考案の構成がきわめて容易に推考し得たとすることもできないこ とも明らかである。

(2) また、②の点に関し、前記1で述べた第一引用例記載の部材がタイロッドであるとの点を措くとしても、同引用例で採用されているねじ込み結合と本願考案の摩擦溶接とでは、一方が長さの調節を前提とするに対し、他方はこれを全く予定 しない点で、技術思想としては全く逆の結合手段であるのに、審決は、その点を看 過し、これを単純に、いずれも当業者が任意に選択し得る結合手段にすぎないとし て、本願考案における摩擦溶接の採用がきわめて容易に推考し得たとしたものであ つて、誤りである。

第三 請求の原因に対する認否及び被告の主張

請求の原因一ないし三は認め、四のうち1(一)(1)は認め、その余は争 う。

審決の認定判断は相当であつて、原告主張のような違法の点はない。

取消事由(1)について

(一) 第一引用例記載のものが、審決認定のとおり、当業者においてステアリング用ドラツクリンクとも認識し得るものであることは、次の(1)、(2)よりし て明らかである。

すなわち、 (1) 第一引用例においては、これに記載された部材を示すために「かじ取引 棒」との用語が使用されているが、(イ) 乙第一号証(昭和四九年一月三〇日・オ 一ム社発行の「和・英・独機械術語大辞典」)の六二頁には、「かじ取引棒」との 用語の項に英語で「Steering rod」及び「Steering drag link」と示され、「かじ取引棒」が「ステアリング用ドラツグリンク」で 「かじ取引棒」と表現されており、また、(ハ)乙第四号証(昭和四七年四月二五 日(初版)・平凡社発行の「世界大百科辞典13」)の三七八頁では、自動車のド ラツグリンクを、乙第五号証(特公昭三七一三八〇六号公報)では、トラクターの ドラツグリンク相当部材を、いずれも「引棒」と表現していることに照らし、本出願前、「かじ取引棒」との用語が、当業者において、ステアリング用ドラツグリン クの意味に一義的に理解されていたものであることは明らかである。

(2) 第一引用例記載のもののように、鋼管の両端にボールジョイントを連結してなる構成のものが、タイロツドかドラツグリンクかのいずれかであり、かつ、そ れ以外には考えられないことは原告主張のとおりである。しかして、原告は、同引 用例記載のものがタイロツドである理由として、これが①ボールジョイントに緩衝用のコイルばねを内包しない点及び②ボールジョイントと鋼管がねじ込み結合とされている点を挙げているが、いずれの点も右部材をタイロツドとしてしか理解し得なくするようなものではなく、次のとおり、これらの点があつても、当業者において、ドラッグリンクとも理解し得るものできる。

て、ドラツグリンクとも理解し得るものである。 まず、①の点につき、第一引用例記載のものにはボールジョイント部分にコイル ばねが内包されているか否かは明らかでないが、ドラツグリンクにおいてボールジ ヨイント部分に緩衝用のコイルばねを有さないものもあることは当業者に周知であ り、仮に同引用例記載の部材がコイルばねを内包しないとしても、これをドラツグリンクと理解する妨げとはならない。すなわち、(イ) 乙第六号証(昭和四〇年一〇月三〇日(第五版)・社団法人自動車技術会発行の「自動車工学ハンドブツク贈補改訂第五版」)の12-14頁第46図のaには、ボールジョイント部分にコイルばねを設けていないドラツグリンクが記載されており、また、(ロ) 乙第七号証の一(実開昭五三十五二号公報)、同号証の二(右公報により公開された実願の元) (第2000年 1200年 1200 昭五一年第一三四五八五号の出願当初の明細書及び図面)、第九号証の一(実開昭 五五一四九〇三号公報)及び同号証の二(右公報により公開された実願昭五三年第 八六〇九九号の出願当初の明細書及び図面)にも、ドラツグリンクの両端にタイロ

ツドエンドが連結されたものが記載されており、一般にタイロツドエンドはコイルばねを有しないボールジョイントで構成されているから、このドラツグリンクがボールジョイント部分にコイルばねを有さない形式のものであることは明らかであり、更に、(ハ) 乙第一〇号証の一(実開昭五五一一四二三七八号公報)、同号証の二(右公報により公開された実願昭五四年第四〇五六四号、昭和五四年三月三〇日出願の当初明細書及び図面)にも、ドラツグリンクのボールジョイント部分にコイルばねを内包しないものが記載されていることに照らせば、本出願前における当業者の技術常識として、ボールジョイントと連結するドラツグリンクにはコイルばねを内包しないものもあることが周知であったことは明らかである。

また、②の点についても、第一引用例記載のもののボールジョイントと鋼管はねじ込み結合されているものであるが、次のとおり、ドラツグリンクにおいてもボールジョイントと鋼管をねじ込み結合することは、当業者にとつて周知の結合方はボールジョイントと鋼管とをねじ込み結合したものであること、(ロ)前記乙第六号証ののよいでは、ドラツグリンクの両端をタイロツドエンドにねじ込み結合したものであること、(ハ)前記乙第一〇号証の一、二記載のものも、ドラツグリンクの両端をタイロツドエンドにねじ込み結合とボールジョイントがねじ込み結合されていることに照らしても明らい認定は大きであるとは、これを前提に被告の主張に対し、原告は、まず、第一引用例の記載対象の認定は告別の証拠等に関し縷々主張している(請求の原因四1(二)の(1)(イ)及び(2))が、右認定は本出願当時を基準になされるべきであり、これと異なる前提に立つ原告の主張はいずれも失当である。

かである旨主張するが、右「Spurstange」自体、「タイロツド」の他に「引張棒」という意味もある(前記乙第一号証一一二七頁)のみならず、その点を措いても、実用新案法三条一項三号にいう「刊行物に記載された考案」は、刊行物の記載から当業者が了知し得る技術思想のことであり、第一引用例の場合は、右「刊行物の記載」とは第一引用例である特許公報の記載に他ならないのであるから、これに何が記載されているかは、あくまで、その記載自体に基づいて把握されるべきものであつて、優先権証明書にすぎないドイツ国出願明細書の記載のいかんにはかかわらないものというべきであるから、原告の右主張が失当であることも明らかである。

(四) 以上のとおり、審決が、第一引用例記載のものがステアリング用ドラツグリンクと理解し得るものであることを前提として爾後の判断を行つた点に何ら誤りはなく、したがつて、原告主張の取消事由(1)は理由がない。 2 取消事由(2)について

なお、右の点に関し、原告は、第二引用例のものには軽量化の思想が存しない旨主張しているが、審決は、第二引用例を、ボールジョイントに中空状の金属パイプ部片を予め組付ける点についての引用例として引用したにすぎないものであつて、これをドラツグリンク全体の軽量化に利用する点については、前示のように、自明の技術課題の存在や技術常識から容易であるといえるものであるから、原告の主張は当たらないものというほかない。

(二) ②の点(摩擦溶接の採用の点)について

第一引用例がタイロツドであることを前提としない限り、ねじ込み結合の点が長さの調節をする目的のためのものとはいえず、かえって、一般には、ねだらみ結合したの意義を有するものであるから、第一引用例をドラツグーンクとして使用されるものであることを前提とした審決において、結合手段のであるねじ込み結合から他の結合手段である摩擦接合への置換容易性については、本題のに対して、「従来のドラツグリンクは、曲線状とした丸棒(ロツド)のにボールジョイントをロツクナツトで締結する」(甲第二員六行ないが大きにボールジョイントをロツクナツトで締結する」(中第二員六行ないが大きのドラツグリンクに比較しているようにパイ安には一大部の存在に伴うゆるみ易い不安定な連結構造をあく、なじ切りやボルト連結部の存在に伴うゆるみ易い不安定な連結構造をあく、もじ切りやボルト連結で下るように、なるように、なるようである。

第四 証拠関係(省略)

- 一 請求の原因一ないし三(特許庁における手続の経緯、本願考案の要旨並びに審 決の理由の要点)は、当事者間に争いがない。
- 二 取消事由に対する判断
- 1 取消事由(1)について
- (一) 第一引用例に審決の要点2(一)摘示のとおりの内容の記載があること、同引用例記載のものは鋼管の両端にボールジョイントが連結された構成から機構が、前車輪の向きを同時に変えるための仕組みである車両のかじ取用リンクが形成する部材のうち、このような構成からなる部材はタイロツドかドラツグリングのような構成が、当事者間に争いがなり、のような構成がある部構によれば、タイロッドでは、第一引用例出願当時の技術とれば、タイロッドはトールがヨイント付きドラツグリンクが衝撃緩衝用のコイルばねを内包するのに対し、その当まにあるというのは、②タイロッドはトーイン調整のためボールジョイントを鋼管にれていることが記められるから、これが、ジリについてはねじ込み結合とされていることが認められるから、これが、まず、このではなくタイロッドであることは明らかである旨主張するので、まず、この点
- (2) 成立に争いのない乙第一ないし第五号証によれば、同引用例出願前から本出願に至るまで、「かじ取引棒」又は「引棒」が自動車のドラツグリンクを意味する語として用いられていたことが認められる(乙第五号証は同引用例出願前に頒布され、その余の乙号各証は同出願後に頒布されたものであるが、乙第三号証の奥付によれば、これと同内容の著書が同出願前である昭和三九年一月二五日に発行されていることが認められる。)。

しかして、前記当事者間に争いのない第一引用例の記載内容及び成立に争いのない甲第五号証(第一引用例)によれば、同引用例に係る発明の名称は「動力車両用の鋼管かじ取引棒」であり、特許請求の範囲、発明の詳細な説明の項等においても、その発明対象を示すために、すべて「かじ取引棒」との用語が使用されていることが認められるところ、前記事実によれば、同引用例は少なくともその記載文言上は、自動車の「ステアリング用ドラツグリンク」についての発明と認めざるを得ないのである。

(3) 成立に争いのない甲第一二号証、乙第六、第一一号証によれば、第一引用例出願当時、原告主張のとおり、路面からの衝撃を緩衝するためのコイルばねを内包する構成のドラツグリンクがあつたこと及びトーイン調整のため長さを調節できるようにボールジョイントを鋼管にねじ込み結合する構成のタイロツドがあつたことが認められる。

たしかに、前掲甲第五号証によれば、同引用例にはコイルばねに関する記載はないが、同引用例の発明がコイルばねと直接関わりのない部分に関するものであると認められるから、コイルばねに関する記載がなくても敢えて異とするに足りないともいえるのであり、仮に、原告主張のように、同引用例出願当時のコイルばねを内包したドラツグリンクが周知であつたとしても、同引用例に記載されたものがタイロッドであつてドラッグリンクでないと断定することはできない。

また、同引用例にはボールジョイントを鋼管にねじ込み結合する構成が記載されているが、成立に争いのない甲第三号証(本願考察に係る昭和五九年一二月二七日付手続補正書)によつて認められる本願明細書の「従来のドラツグリンクは、曲線状として丸棒(ロツド)の両端部にボールジョイントをロツクナツトで締結するか端部の内腔部にばねとねじとによりボールジョイントを着座せしめて抱持したかた

ちで構成されていた。」(二頁六行ないしーー行)、「従来のドラツグリンク(の)…ねじ切りやボルト連結部の存在に伴うゆるみ易い不安定な連結構造を排する」(七頁一三行ないし一七行)との記載及び成立に争いのない甲第一〇号証の二、乙第七号証の一、二の記載のほか中実の軸頸と鋼管(中空金属パイプ)を結合する際これをねじ込み結合の手段によることは古くから採用されている慣用手段であることを勘案すれば、同引用例出願前から本出願に至るまで、ボールジョイントと鋼管をねじ込み結合したドラツグリンクも当業者間に周知であつたことが認められる。したがつて、仮に、原告主張のように、タイロツドが右のねじ込み結合の構成を採ることが周知であつたとしても、同引用例に記載されたものがタイロツドであつてドラツグリンクでないと断定することはできない。

あつてドラツグリンクでないと断定することはできない。 (4) 以上述べたところにより、本出願時において当業者が第一引用例出願時の技術常識をも参酌して同引用例に接した場合に、同引用例をどのように認識するを検討すると、何よりもまずその記載文言から同引用例には自動車の「ステ。ケアのように同引用例にはコイルばねの記載はなく、他方ボールジョインをがでまれた、前記のように同引用例にはコイルばねの記載はなく、他方ボールジョインとがでまれた。 鋼管にねじ込み結合する記載があり、その限りではタイロツド又はドラツグリンクのいずれとも解する余地があるとしても(同引用例記載の発明がタイロツド又は前のいずれかに関する金地があることは当時者間に争いがないことがである。)、同引用例の記載文言の意味するところが前記のとおりである。 と認識するものということができる。

(四) このように、第一引用例記載の発明の特許請求の範囲がドラツグリンクに関するものと認められる以上、右発明がタイロツドに関することを前提とする原告の取消事由(1)は理由がなく、結局、同引用例には審決の理由の要点2(二)に摘示された技術的事項が記載されているものということができる。2 取消事由(2)について

- (一) 前示本願考案の要旨及び前掲甲第二号証ないし第四号証によれば、本願考案はドラツグリンクに関する考案であつて、前示本願考案の要旨のとおり(実用新案登録請求の範囲の記載に同じ。)の構成からなり、①一対のボールジョイントに予め組付けられた各金属パイプ部片の少なくとも一部を中空にした点と②右金属パイプ部片の自由端と長尺の中空金属パイプの両端を結合するのに摩擦溶接を用いた点を特徴とし、右①、②により、ボールジョイント以外の部分の殆どを中空パイプは下するとともに、結合部分にナツト等の部材を用いる必要をなくして、全体としての軽量化を図ること等を目的としたものであることが認められる。(二) 前記のとおり、第一引用例には審決の理由の要点 2 (二) に指示されたド
- (二) 前記のとおり、第一引用例には審決の理由の要点2(二)に摘示されたドラツグリンクに関する技術的事項が記載されているものというべきであり、このことを前提とした場合、同引用例と本願考案との間に審決の理由の要点3摘示のとおり相違点及び一致点があることが認められ(相違点については原告も認めるところである。)、また、第二引用例に同4(三)摘示のとおり(ただし、そのソケツトを金属パイプ部片としている点を除く。)の内容の記載があることも当事者間に争いがない。
 - (三) そこで、右①の点の容易推考性について判断する。

- (1) 本出願前に頒布さなれたものと認められる成立に争いのい乙第一三号証には、ステアリング機構(かじ取用リンク機構のことであると解される。)の形式の選択に関し「ラック・ピニオン型はリンク類が少ないので重量…が有利
-)の形式の選択に関し「ラック・ピニオン型はリンク類が少ないので重量…が有利である。」(一二一五頁右欄二四行ないし二五号)、「ラック・ピニオン型は従来は小型スポーツカーに多くみられたが、重量…の有利さからしだいにふえて」(同欄四一行ないし四三行)との記載が認められ、また、ステアリング設計の狙いとして「重量及びコストの節減は初期段階で検討し目標を定めておく。」(同欄五一行ないし五二行)との記載が認められる。右各記載に照らせば、車両のかじ取用リンク機構の設計においては全体の軽量化が当業者に自明の技術課題であることが認められ、そうである以上、その構成部材であるドラッグリンクについても軽量化の課題があることは自明の事柄にすぎないというべきである。
- (2) また、前示当事者間に争いのない第一引用例の記載内容(特許請求の範囲)に徴すれば、その「鋼管かじ取引棒」は「鋼管」とされていることからも明らかなとおり、同引用例記載の発明は、中空パイプ状の部材を使用することにより、強度をさして犠牲にすることなく、かじ取引棒の軽量化を図つたものであることは明らかである。
- (3) そうすると、第一引用例に記載された中実の軸頸についても、更に軽量化を図るために、本願におけるようにその一部を中空状とする程度のことは、当業者において、軽量化を図るべき課題に基づき格別の困難性を伴わずに推考することができるものと認めることができる。
- (4) この点に関し、原告は、審決の引用する第二引用例につき、そのソケットには軽量化の思想が全く存在しない旨主張するところ、前示当事者間に争いのない甲第六号証(第二引用例)によれば、同引用例の記載内容と成立に争いのない甲第六号証(第二引用例)によれば、同引用例にはボールジョイントに組付けられた頸部が中空状のソケットが記載されるり、右ソケットについて「上記ボールジョイント(4)は、上記ロッド(5)との記述になりにはいるれたソケット(10)」(二頁一七行ないし一八行)との記載におけるじ止めされたソケット(10)」(二頁一七行ないし一八行)との記載が認められ、右記載に添付第2図(別紙(三)の第2図)を参いするであるになが認められ、右記載に添付第2図(別紙(三)の第2図)をあるが、本額の第2図)を表表であるい。が認められるとはできない。を表表における場合という点であるいとはできない。
 - (四) 次に、②の点の容易推考性について判断する。
- (1) 自由端が中実丸棒状のものと中空金属パイプ及び中空金属パイプどうしを接合する場合に摩擦溶接することが周知技術であることは当事者間に争いがなく、成立に争いのない甲第一〇号証によれば、摩擦溶接とは、母材(金属)を突合せて相対回転運動をさせ、その接触面に発生する摩擦熱を利用して圧接するもので、自動車の関係でも、ステアリングシヤフト、クランクシヤフト等の溶接に利用されるものであることが認められる。
- (2) そうすると、ボールジョイントと鋼管の接合方法として、第一引用例記載のねじ込み結合に代えて、摩擦溶接を採用する程度のことは、単なる周知の結合方法の選択にすぎず、当業者において適宜採用し得る設計事項にすぎないといわざるを得ない(もつとも、本願考案における摩擦溶接の採用は、ドラツグリンク全体の軽量化にも資するものであることは明らかであるが、この点は摩擦溶接の採用に伴い当然予測し得る効果にすぎず、他に本願考案において摩擦溶接の採用の点から当業者の予測を超えるような格別の効果の発生を認めるに足りる証拠はない。)。
- (3) この点に関し、原告は、ねじ込み結合と摩擦溶接による結合では、前者が長さの調節を前提とするのに対し、後者はこれが全く不可能とする点で技術思想を異にする旨主張するが、これらの結合方法がドラツグリンクにおけるボールジョイントと鋼管を結合する方法として使用されることを前提とする限り、ドラツグリンクにおいて結合部分の長さを調節するようなことは予定されていないのであるから、ドラツグリンクにあつては、いずれの結合方法をも採用し得るのであつて、そこに原告主張のような点での技術思想の相違を認めることはできない。
- (五) 以上のとおりであつて、原告主張の取消事由(2)も理由がないものといわざるを得ない。
- 三 以上のとおり原告主張の取消事由はすべて理由がなく、審決の認定判断は正当

であるから、原告の本訴請求を失当として棄却し、訴訟費用の負担につき行政事件 訴訟法七条、民事訴訟法八九条の各規定を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 松野嘉貞 舟橋定之 小野洋一) 別紙(一)

別紙(一) <12775-001> <12775-002> 別紙(二) <12775-003> 別紙(三) <12775-004>